

生駒市母子医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成18年9月8日

生駒市長 山下 真

生駒市母子医療費助成条例の一部を改正する条例

生駒市母子医療費助成条例（昭和53年9月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 入院時の生活療養に係る標準負担額に相当する額

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の生駒市母子医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。